

令和7年3月教育委員会定例会会議録

令和7年3月25日 開催

静岡市教育委員会

令和7年3月静岡市教育委員会定例会次第

1 日時

令和7年3月25日（火） 午後2時

2 場所

静岡市役所 清水庁舎3階 第1会議室

3 日程

(1) 開会

(2) 会議録署名人の指定

(3) 教育長の報告

(4) 議案

議案第63号 静岡市立の高等学校の在り方に関する検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則の制定について

議案第64号 静岡市教育委員会事務専決規則の改正について

議案第65号 地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の改正について

議案第66号 静岡市教育委員会公印規則の一部改正について

議案第67号 静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について

議案第68号 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則の一部改正について

議案第69号 静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について

議案第70号 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部改正について

議案第71号 静岡市立小・中学校管理規則の一部改正について

議案第72号 静岡市スポーツ推進委員規則等の廃止について

(5) 報告

報告第11号 専決の報告について（静岡市自然の家に勤務する職員の週休日の特例に関する規程の廃止）

(6) その他

その他⑥ 令和7年度静岡市立の高等学校における入学者選抜の結果について

(7) 閉会

令和7年3月教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和7年3月25日(火) 午後2時 開会

2 場 所 静岡市役所 清水庁舎3階 第1会議室

3 出席者 教育委員 教育長 赤堀 文宣 委 員 松村 龍夫
委 員 佐野 嘉則 委 員 永松 典子
委 員 井上 美千子 委 員 黒川 彩子

教育委員会事務局職員

教育局長	青嶋 浩義
教育局次長	本野 雄一郎
教育調整監	北川 和彦
教育総務課長	飯田 浩史
市立高等学校事務長	加納 多佳子
市立桜が丘高等学校事務長	岡 哲丈
教職員課長	神谷 孝之
教職員課 厚生・給与担当課長兼給与係長	渡辺 直樹
教育施設課長	大瀧 雅博
学校教育課長	木下 雅人
学校教育課 特別支援教育センター担当課長兼所長	小澤 美加
児童生徒支援課 課長補佐	若月 統代
学校給食課長	中野 雅也
教育センター所長	榎本 義男
参与兼中央図書館長	望月 一竹
教育総務課調整係長	松田 裕樹
教育総務課主査	益田 ちづる

4 内 容

(1) 開会

赤堀教育長 令和7年3月教育委員会定例会を開会します。

(2) 会議録署名人の指定

赤堀教育長 本日の会議録署名人を松村委員に指定

(3) 教育長の報告

赤堀教育長 資料「3月定例会 教育長報告」により報告

(4) 議案

(5) 報告

(6) その他

赤堀教育長 議事に入ります。お手元の資料「会議の流れ」を御覧ください。本日は、議案10件、報告1件、その他案件1件です。

<議案第63号 静岡市立の高等学校の在り方に関する検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則の制定について>

教育総務課長 議案説明

赤堀教育長 ただいまの説明について、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

各 委 員 意見・質問なし

赤堀教育長 それでは、議案第63号について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

赤堀教育長 ありがとうございます。議案第63号は原案のとおり承認とします。

<議案第64号 静岡市教育委員会事務専決規則の改正について>

教育総務課長 議案説明

赤堀教育長 ただいまの説明について、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

各 委 員 意見・質問なし

赤堀教育長 それでは、議案第64号について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

赤堀教育長 ありがとうございます。議案第64号は原案のとおり承認とします。

<議案第65号 地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の改正について>

教育総務課長 議案説明

赤堀教育長 ただいまの説明について、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

松村委員 細かいことですが、子どもの表記について、漢字からひらがなに変えることにした意図は何ですか。

教育総務課長 漢字とひらがなが混在しておりましたので、統一する意図があったと思われませんが、確認をして後ほど回答させていただきます。

松村委員 法律上、漢字とひらがなが混在してはいけないと決められているわけではないですか。

教育総務課長 そういったことはございません。

松村委員 わかりました。

赤堀教育長 そのほかに御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

各 委 員 意見・質問なし

赤堀教育長 それでは、議案第65号について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

赤堀教育長 ありがとうございます。議案第65号は原案のとおり承認とします。

<議案第66号 静岡市教育委員会公印規則の一部改正について>

教育総務課長 議案説明

赤堀教育長 ただいまの説明について、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

各 委 員 意見・質問なし

赤堀教育長 それでは、議案第66号について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

赤堀教育長 ありがとうございます。議案第66号は原案のとおり承認とします。

<議案第67号 静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について>

教職員課厚生・
給与担当課長 議案説明

赤堀教育長 補足資料の②の改正というのは、国からの大きな流れの中で改正を行うのか、それとも何か別の狙いがあるのか、どちらになりますか。

教職員課厚生・
給与担当課長 国の改正がありまして、それに合わせて人事委員会勧告が行われ、国と同様の改正をするよう示されております。

従来、深夜時間帯は0時開始でしたが、夜10時から始まります。法改正にのっとり改正となります。

赤堀教育長 わかりました。今の説明も含めて、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

井上委員 ①の過年度に実施した本規則改正に係る改正漏れの改正というところですが、これは令和5年3月のものを今改正することだと思いますが、遡っての支給の変更は特に発生しないという認識でよいでしょうか。

教職員課厚生・
給与担当課長 委員のおっしゃるとおり、改正漏れがございましたので、影響がある方がいるか確認をしました。今回の改正は、短時間勤務をされていて、かつ、管理職である方々についての規定の改正になりますが、該当する職員がおりませんでした。

井上委員 それでは、規則の改正だけですむということでしょうか。

教職員課厚生・
給与担当課長 はい、そのとおりです。

赤堀教育長 そのほかに御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

各 委 員 意見・質問なし

赤堀教育長 それでは、議案第67号について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

赤堀教育長 ありがとうございます。議案第67号は原案のとおり承認とします。

<議案第68号 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則の一部改正について>

教職員課厚生・
給与担当課長 議案説明

赤堀教育長 確認させてもらうけれど、補足資料にある、第68号の①、②の改正内容は、第67号の①、②と同じだけれども、対象となる職員が違うということで、第67号の静岡市教育職員は、事務局職員ということですか。

教職員課厚生・
給与担当課長 はい。事務局職員と、高校の教育職員です。

赤堀教育長 それで、第68号は静岡市立小学校及び中学校の教育職員を対象としたものということですか。

教職員課厚生・
給与担当課長 はい。

赤堀教育長 御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

各 委 員 意見・質問なし

赤堀教育長 それでは、議案第68号について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

赤堀教育長 ありがとうございます。議案第68号は原案のとおり承認とします。

<議案第69号 静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について>

教職員課厚生・
給与担当課長 議案説明

赤堀教育長 ただいまの説明について、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

各 委 員 意見・質問なし

赤堀教育長 それでは、議案第69号について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

赤堀教育長 ありがとうございます。議案第69号は原案のとおり承認とします。

<議案第70号 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部改正について>

教職員課厚生・
給与担当課長 議案説明

赤堀教育長 ただいまの説明について、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

佐野委員 勤務校の支給割合が、8%から16%とはどういうことですか。

教職員課厚生・
給与担当課長 国で基準を定めている点数がありまして、学校の位置や施設までの距離を点数化して、学校の場所によって等級を定めております。

静岡市の学校ですと、梅ヶ島、大川につきましては、16%の支給になります。

あと、大河内小学校、玉川小学校、大川小学校と清水宍原小学校、中学校ですと、大河内中学校、玉川中学校、大川中学校につきましては、8%支給地域になっております。

赤堀教育長 それはどこが定めているのか。

教職員課厚生・
給与担当課長 同じ規則の中で、支給地について定めておりますが、根拠としては、国が基準を定めておりますので、それによって点数化されて、どの等級地に該当するかを定めております。

佐野委員 ありがとうございます。

赤堀教育長 そのほかに御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

各 委 員 意見・質問なし

赤堀教育長 それでは、議案第70号について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

赤堀教育長 ありがとうございます。議案第70号は原案のとおり承認とします。

<議案第71号 静岡市立小・中学校管理規則の一部改正について>

教職員課厚生・
給与担当課長 議案説明

赤堀教育長 ただいまの説明について、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

各 委 員 意見・質問なし

赤堀教育長 それでは、議案第71号について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

赤堀教育長 ありがとうございます。議案第7 1号は原案のとおり承認とします。

<議案第7 2号 静岡市スポーツ推進委員規則等の廃止について>

教育総務課長 議案説明

赤堀教育長 ただいまの説明について、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

佐野委員 5番の学校のグラウンド夜間照明施設に関して、学校はこれからは関わらないということですか。

教育総務課長 学校施設自体の管理者は学校ですが、夜間照明は地域の方に使っていただくことを目的にしており、スポーツ振興課が管理しております。
今までは補助執行でしたけれども、これからは、学校施設にある照明施設ということで、スポーツ振興課が管理することは変わりませんが、制度的な位置づけとして、補助執行だったものが、市長へ権限が移って、市長部局のスポーツ振興課が管理を行うこととなります。

佐野委員 学校はもう管理しないということですよ。

赤堀教育長 これまでも、夜間照明は学校の敷地に設置されているけれども、設置と管理はスポーツ振興課が行ってきたんだよね。
補助執行という位置づけのもと、スポーツ振興課が行っていたけども、職務権限の特例で、その権限自体がスポーツ振興課に移ったので、この見直しを行うとご理解をいただければと思います。

赤堀教育長 そのほかに御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

各 委 員 意見・質問なし

赤堀教育長 それでは、議案第7 2号について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

赤堀教育長 ありがとうございます。議案第7 2号は原案のとおり承認とします。

<報告第1 1号 専決の報告について（静岡市自然の家に勤務する職員の週休日の特例に関する規程の廃止）>

教育総務課長 資料に基づいて説明

赤堀教育長 ただいまの報告について御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

各 委 員 意見・質問なし

赤堀教育長 それでは、この件については以上といたします。

<その他⑥ 令和7年度静岡市立の高等学校における入学者選抜の結果について>

教育総務課長 資料に基づいて説明

赤堀教育長 ただいまの報告について御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

各 委 員 意見・質問なし

赤堀教育長 それでは、この件については以上といたします。

<議案第65号 地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の改正について（追加説明）>

教育総務課長 子どもという言葉のひらがな表記することについて、補足説明をさせていただきます。

国からの通知が出ておりましたので、写しをご覧ください。令和4年9月に内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室から「「こども」表記の推奨について」という文書が出ております。

裏面に、（1）特別な場合を除いて、ひらがな表記の「こども」を用いるとあり、特別な場合であれば、漢字を使ってもいいんですけども、それを除いては、ひらがなを推奨しますという内容です。「こども基本法」、「こども家庭庁」ができて2年くらい経っておりますが、今回、組織機構の見直しにおいて、市民にもわかりやすく、国が推奨しているひらがなで統一すると判断がありました。以上です。

松村委員 ありがとうございます。

（7）閉会

赤堀教育長 以上で、令和7年3月教育委員会定例会を閉会します。

午後 2 時50分